

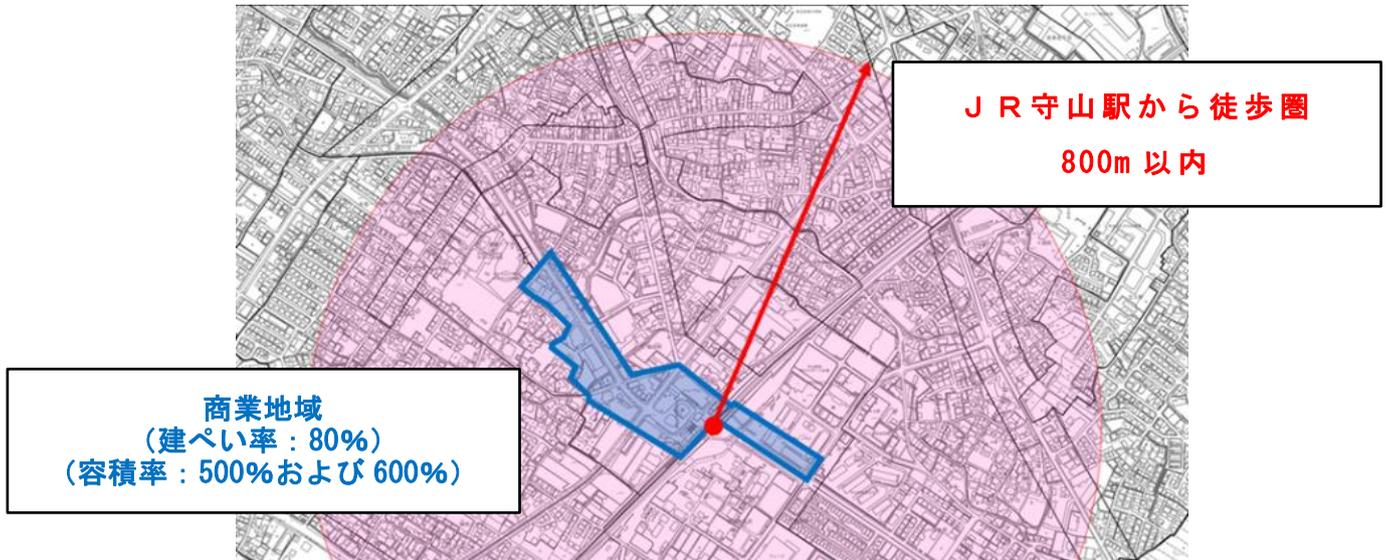
【開発行為指導要綱の改正】

守山駅前で計画されている店舗等駐車場の設置義務の緩和について

●改正概要

（適用区域（下記地図の青色区域））

守山駅から直線距離800m以内で、かつ商業地域（都市計画法第8条第1項第1号）のうち、容積率が500%以上の区域。



（緩和内容）

- ① 店舗等の開発区域内で確保する駐車場台数については、確保すべき駐車場台数の総数50%以上とする。
- ② 更に、市長が認めた場合、上記①で算出した駐車場台数のうち30%以上を開発区域内に設け、それ以外を開発区域外に設けることができる。

【算出例】 店舗の売場面積：300㎡（6F×50㎡＝300㎡）

改正前) 1台+300/20㎡＝16台

改正後) 1台+300/20㎡＝16台

①適用区域は（16×0.5）8台以上

②更に市長が認めた場合、開発区域内に（8×0.3＝2.4）3台で可。

開発区域外に5台

（市長が認めた場合とは、開発区域外で駐車場台数を確保できるとき等）

（路上駐車対策）

上記②を利用するときは、開発区域外に駐車場を確保する「誓約書」の提出を求める。

●施行 令和5年12月1日

（令和5年11月16日以降に事前審査願が申請された案件より適用）